

**医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス**  
**通所介護・第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）**  
**運 営 規 程**

（事業の目的）

第1条 医療法人有葵会のぼる内科が開設する医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態、要支援状態又は事業対象者（以下「要介護者」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従業者」という。）が、当該事業所において適正な指定通所介護、及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護等」という。）の事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 医療法人有葵会のぼる内科 デイサービス
- （2） 所 在 地 長崎市中園町10番5号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 1名（生活相談員・介護職員と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （2） 生活相談員 3名（常勤2名 兼務 非常勤1名 兼務）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護等の利用の申込みに係る調整及び他の従業者と協力して通所介護計画、介護予防通所介護計画及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）計画（以下、「通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

- （3） 看護職員 7名（常勤4名 専従2名 兼務2名 非常勤3名 専従2名 兼務1名）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- （4） 介護職員 13名（常勤5名 専従1名 兼務4名 非常勤8名 専従6名 兼務2名）

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 6名(常勤2名 兼務2名 非常勤4名 専従3名 兼務1名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間などは、次の通りである。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は指定通所介護と第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス)を合計して35名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は次の通りとする。

(1) 日常生活上の世話及び支援

(2) 生活指導、相談援助

(3) 健康チェック

(4) 機能訓練

(5) レクリエーション

(6) 食事の提供

(7) 入浴介助

(8) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は長崎市介護予防・生活支援サービス事業、長与町介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の定める額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費として、500円。

(2) おむつ代については、その実費。

(3) その他通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長崎市(伊王島町、高島町を除く)、西彼杵郡(長与町、時津町)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従い訓練を受けること。
- (3) 浴室を利用する際には、従業者の指示に従い入浴する。
- (4) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
  - ① 宗教や習慣の相違で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - ② けんか、若しくは口論すること、楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことによりほかの利用者の迷惑を及ぼすこと。
  - ③ 指定した場所以外で火気を持ちいること。
  - ④ 故意に施設、若しくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
  - ⑤ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第12条 利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当事業所の事故発生時対応マニュアルに従い速やかに対応し長崎市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- 2 利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 従業者は、虐待の発生又はその再発を防止に努めるものとする。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 全従事者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- 5 サービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理及び感染の予防等に関する事項)

第16条 従業者は、衛生管理及び感染の予防等に努めるものとする。

- 2 衛生管理及び感染の予防のための指針を整備する。
- 3 全従事者に対して、衛生管理及び感染の予防のための研修を定期的実施する。
- 4 衛生管理及び感染の予防のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」)を策定し、必要な措置を講じることとする。

- 2 全従事者に対して、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人有葵会のぼる内科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 介護報酬に関する記録は、その支払いを受けた日から5年間保管するものとする。

附則

この規程は、令和6年1月1日より施行する。